

地域安全センター及び地域安全サポーターに関する規程

平成 19 年 3 月 16 日

東京都公安委員会規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、地域安全センター及び地域安全サポーターに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(地域安全センターの定義)

第 2 条 地域安全センターとは、警視庁又は自治体が管理する施設で、かつ、次条の地域安全サポーターが活動する拠点をいう。

2 地域安全センターには、青色標灯を設置するものとする。

(地域安全サポーターの定義)

第 3 条 地域安全サポーターとは、地域警察活動のうち、地域安全センターを拠点として、住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言並びに犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡その他住民に奉仕する活動に協力し、又は当該活動を援助する活動に従事する地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号）第 3 条第 3 項第 3 号に定める非常勤の職員のうち、警視総監が任命するものをいう。

(制服及び標章)

第 4 条 地域安全サポーターは、その活動を行うに当たっては、貸与された制服等を着用するとともに、警視総監の定める標章を用いるものとする。

(細部事項)

第 5 条 地域安全センター（自治体が管理する施設を除く。）及び地域安全サポーターの運用については、警視総監が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。